

第 4 次甲賀市行政改革大綱（骨子案）（2021. 3. 10）

1. 行政改革大綱の目的

行政経営においては、人口減少や超高齢社会を背景に、市税収入の減少や社会保障関係経費の増大による影響を受けることが予想されます。さらに世界は今、新型コロナウイルス感染症による甚大な影響を受け、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、人々の行動や意識・価値観にまで波及しつつあります。

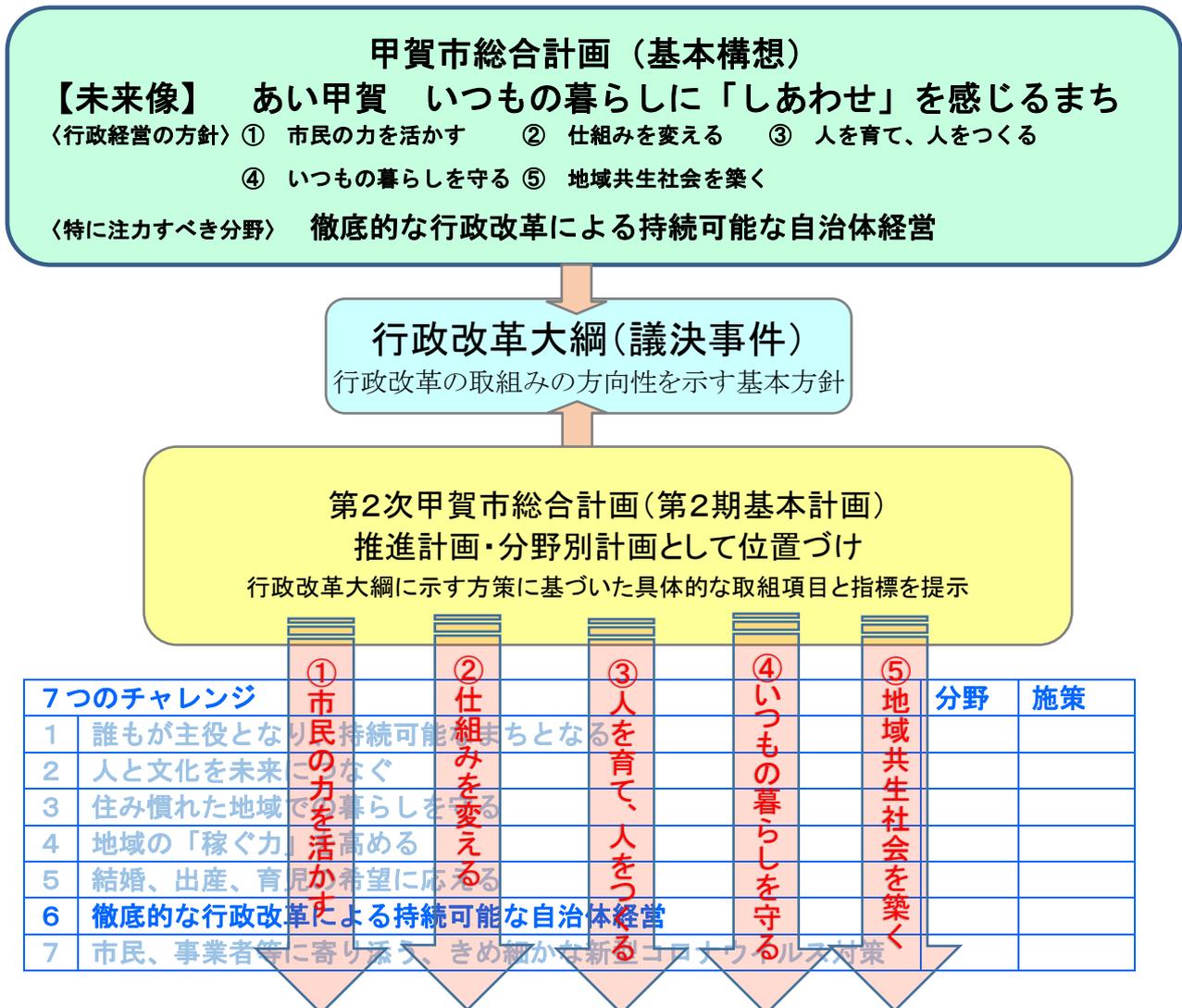
市は、経営資源が制約されることを前提に、社会構造の「縮充」への転換により、多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応し、自己決定と自己責任により将来を見据えて行政サービスの向上を図っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、「第 2 次甲賀市総合計画」（平成 29 年度～令和 10 年度）を効率的かつ効果的に実現する上での実効性を確保するため、行政改革の取組みの方向性と方策を明らかにするため、「第 4 次甲賀市行政改革大綱」を策定することとします。

2. 行政改革大綱の位置づけ

本大綱では、総合計画第 2 期基本計画に示す〈行政経営の方針〉を推進する方策を明らかにし、分野横断の視点による取組みを推進します。

また、「特に注力すべき分野」である「徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営」を「7つのチャレンジ」を牽引するものとして位置づけ行政財政資源である人・モノ・資金情報・時間の「縮充」を図ります。



3. これまでの行政改革の取組等について

行政改革大綱策定以降のこれまでの主な取り組みと、第3次行政改革大綱の検証と総括を記載します。 **資料4**

4. 本市の行政経営を取り巻く状況と課題

国の指針や社会情勢の変化等を踏まえ、将来のまちづくりに向けた新たな行財政改革の必要性について記載します。 **資料4**

5. 行政改革の基本方針

今後の行政改革は、アフターコロナにおいて人々が「新しい豊かさ」を追求する中で大きな転換期を迎えています。社会状況の変化に迅速に対応し、持続可能な行政経営を行っていくために、限りある経営資源の効率性を高め、技術革新による質の高い行政サービスを提供していかなければなりません。さらには、市民や企業等の「協働」から「共創」の機運の醸成により、「オール甲賀」による地域経営に取り組めます。

これまでの取組み状況や成果、アフターコロナの潮流を踏まえ、次の3つの視点による行政改革に取り組めます。

I 社会情勢の変化に対応できる自立的な行政経営 (地方分権に対応した自立的な行政経営 ※前方針)

(基盤強化)

- 健全な財政運営の推進
 - ・財政指標に基づく健全化の推進
 - ・基金残高の維持
 - ・公営企業等の健全経営
- 新たな財源の確保
 - ・工業団地の整備と企業誘致
 - ・ふるさと納税の推進
 - ・受益者負担の適正化
 - ・商工農林業の基盤強化
- 財産の適正管理と有効活用
 - ・公共施設マネジメントの推進
 - ・未利用地等の有効活用
 - ・公共施設使用料等の見直し

II 未来を見据えた創造的行政経営 (成果を重視した質の高い行政経営 ※前方針)

(行政サービスの質の向上)

- 行政事務のデジタル化による行政サービスの向上と効率化
 - ・ICT/AI/RPAの活用
 - ・マイナンバーカードの有効活用
 - ・公文書管理改革
- 行政サービスの評価・検証による行政経営
 - ・事務事業のスクラップ&ビルド
 - ・BPR手法の検討
- 職員の能力の向上と組織運営の強化
 - ・多様な人材の確保と育成
 - ・職員の適正配置
 - ・働き方改革

III 市民との共創による行政経営 (市民・地域・民間の活力による行政経営 ※前方針)

(業務プロセスの進化)

- 公民連携の導入促進
 - ・PPP/PFIの推進
 - ・ネーミングライツ
 - ・指定管理者制度の適正な運用
- 説明責任と透明性の向上
 - ・情報公開
 - ・業務プロセス
 - ・オープンデータの推進
 - ・情報基盤インフラの活用
- 市民等との共働の推進
 - ・協働共創によるまちづくり
 - ・若者や女性の活躍
 - ・共助による支えあい
 - ・地域間連携

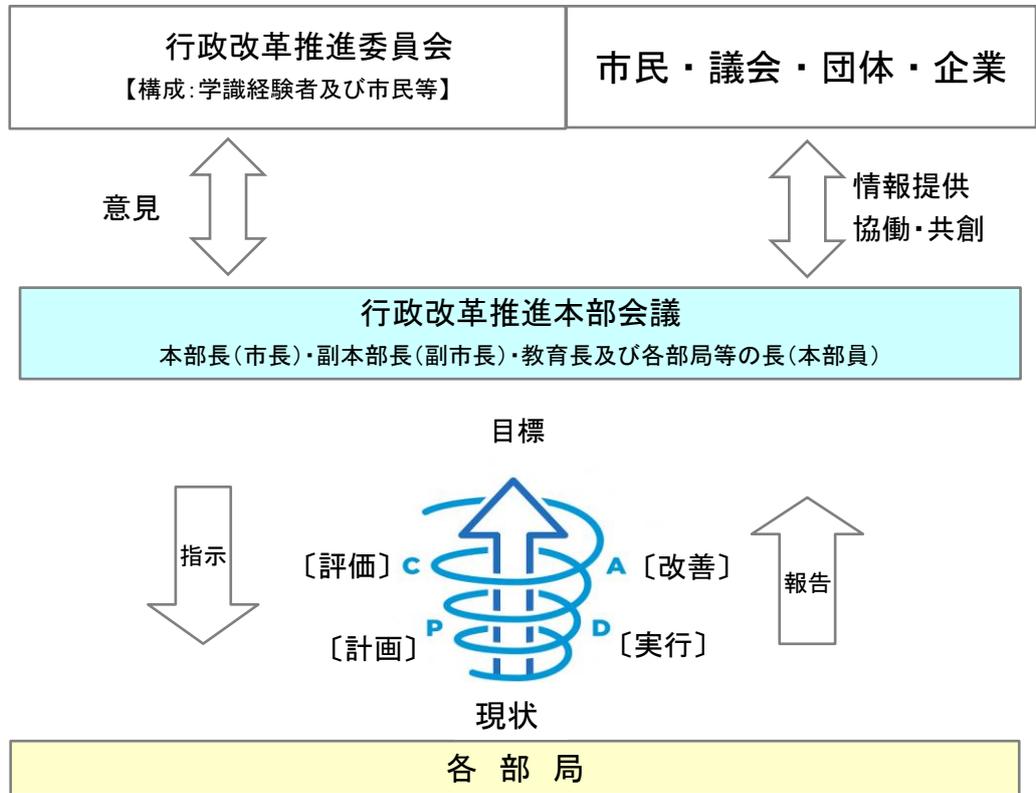
6. 第4次行政改革大綱体系図（案）

【目的】徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営				参考 (赤字=3次での記載)
	基本方針	柱となる方策	行政経営の方針	第3次 柱となる方策
I	社会情勢の変化に対応できる自立的な行政経営 (前期) 地方分権に対応した自立的な行政経営	1. 健全な財政運営の推進	②仕組みを変える ④いつもの暮らしを守る	(1) 効率・効果的な予算の編成と執行 (4) 公営企業等の健全化
		2. 新たな財源確保	②仕組みを変える ④いつもの暮らしを守る	(2) 歳入の確保
		(4) 公営企業等の健全化	④いつもの暮らしを守る	(4) 公営企業等の健全化
		3. 公有資産マネジメントの推進	④いつもの暮らしを守る	(8) 公共施設等のマネジメント
II	未来を見据えた創造的行政経営 (前期) 成果を重視した質の高い行政経営	4. 使用料等の適正化と公平性の確保	②仕組みを変える	(3) 受益者負担の適正化
		5. デジタル化による行政サービスの利便性向上	②仕組みを変える ④いつもの暮らしを守る	(11) 電子化等による行政サービスの利便性の向上
		6. 事務事業のスクラップ&ビルド	②仕組みを変える	(7) 行政サービスのマネジメント
		(5) 人口減少は課題として全体に包括	③人を育て、人をつくる ④いつもの暮らしを守る	(5) 人口減少社会における対応施策(甲賀市版総合戦略)の推進
		(8) 公共施設等のマネジメント		(8) 公共施設等のマネジメント
		(9) 組織的なリスクマネジメント		(9) 組織的なリスクマネジメント
		7. 職員の能力向上と組織運営の強化	②仕組みを変える ③人を育て、人をつくる	(6) 地方分権改革の推進 (10) 人材育成と組織力の向上
III	市民との共創による行政経営 (前期) 市民・地域・民間の活力による行政経営	8. PPP(公民連携)の導入促進	①市民の力を活かす ②仕組みを変える	(13) 民間活力の導入 (14) 多様な主体による公共サービスの提供
		9. 市民が主役のまちづくり	①市民の力を活かす ②仕組みを変える ③人を育て、人をつくる	(12) 市民参加と協働の推進 (13) 民間活力の導入 (14) 多様な主体による公共サービスの提供
		10. 共助による支え合いの基盤強化	①市民の力を活かす ③人を育て、人をつくる ④いつもの暮らしを守る ⑤地域共生社会を築く	(9)組織的なリスクマネジメント
		11. 説明責任と透明性の向上	②仕組みを変える	(15) 説明責任と透明性の向上
		12. 新たな地域間連携の検討	②仕組みを変える	

新

7. 推進体制

- (1) 第4次行政改革大綱に基づき、庁内組織の行政改革推進本部会議を中心に全庁的な改革に取り組みます。
- (2) 市民や学識経験者で構成する行政改革推進委員会に、実施状況等を報告するとともに、助言等を受けながら行政改革を進めていきます。



8. 大綱の計画期間

第4次行政改革大綱の取組み期間は、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）までの4年間とします。

なお、社会情勢等の変化や、改革の進捗状況等により必要に応じて改訂するものとします。

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
第2次総合計画基本構想			→											
基本計画			→				→				→			
実施計画			→				→							
行政改革大綱	→						→							
行政改革推進計画	→						→							